

市第 6 号議案 横浜市市税条例の一部改正

税目・改正項目		改正案の内容																		
固定資産税	固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置に係る軽減割合の設定 （市税条例附則第 9 条）	固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置 2 件について、適用期限が 3 年延長されるとともに、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入により、その軽減割合を市町村の条例で定めることとされたため、平成 25 年度からの本市の軽減割合を次のとおり定めます。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象の償却資産</th> <th colspan="2">地方税法の軽減割合</th> <th rowspan="2">本市の軽減割合</th> <th rowspan="2">本市の考え方</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道除害施設</td> <td>3/4</td> <td>3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合</td> <td>3/4</td> <td>施設の設置に係る本市の水質基準は、国が定めた下水道法の水質基準と同等と認められるため</td> </tr> <tr> <td>雨水貯留浸透施設</td> <td>2/3</td> <td>2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合</td> <td>2/3</td> <td>施設の設置に係る本市の許可基準は、国が定めた特定都市河川浸水対策法の許可基準となっているため</td> </tr> </tbody> </table>	対象の償却資産	地方税法の軽減割合		本市の軽減割合	本市の考え方	現行	改正後	下水道除害施設	3/4	3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	3/4	施設の設置に係る本市の水質基準は、国が定めた下水道法の水質基準と同等と認められるため	雨水貯留浸透施設	2/3	2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	2/3	施設の設置に係る本市の許可基準は、国が定めた特定都市河川浸水対策法の許可基準となっているため	
対象の償却資産	地方税法の軽減割合			本市の軽減割合	本市の考え方															
	現行	改正後																		
下水道除害施設	3/4	3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	3/4	施設の設置に係る本市の水質基準は、国が定めた下水道法の水質基準と同等と認められるため																
雨水貯留浸透施設	2/3	2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	2/3	施設の設置に係る本市の許可基準は、国が定めた特定都市河川浸水対策法の許可基準となっているため																
		【適用】 平成 25 年度から平成 28 年度まで （平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの）																		
市たばこ税	市たばこ税の税率の改正 （市税条例第 85 条附則第 18 条）	法人実効税率の引下げ等に伴う都道府県と市町村間の増減収を調整するため、道府県たばこ税と市町村たばこ税の配分割合の見直しが行われたことにより、平成 25 年度からの市たばこ税の税率を次のとおり定めます。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧 3 級品の紙巻たばこ</td> <td>2,190 円/1,000 本</td> <td>2,495 円/1,000 本</td> <td>305 円/1,000 本</td> </tr> <tr> <td>上記以外の製造たばこ</td> <td>4,618 円/1,000 本</td> <td>5,262 円/1,000 本</td> <td>644 円/1,000 本</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行	改正後	差額	旧 3 級品の紙巻たばこ	2,190 円/1,000 本	2,495 円/1,000 本	305 円/1,000 本	上記以外の製造たばこ	4,618 円/1,000 本	5,262 円/1,000 本	644 円/1,000 本						
区分	現行	改正後	差額																	
旧 3 級品の紙巻たばこ	2,190 円/1,000 本	2,495 円/1,000 本	305 円/1,000 本																	
上記以外の製造たばこ	4,618 円/1,000 本	5,262 円/1,000 本	644 円/1,000 本																	
		※なお、たばこの小売定価への影響はありません。																		
		【適用】 平成 25 年 4 月 1 日から																		

※ その他、地方税法等の改正に伴い、市民税の申告方法等に係る条文の整備を行います。

地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)

- 地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた軽減割合を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み。
- これにより、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようになることとされた。
- 平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、その適用期限が3年延長されるとともに、地方自治体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できるとされた。

下水道除害施設に係る特例措置

- 重金属、酸・アルカリ類、油脂類など、下水処理場において障害となる物質を除去するための汚水の水質浄化施設。
- 下水道法及び市町村の条例に基づき、公共下水道の使用者に設置が義務付けられており、事業者の負担軽減を図る観点から、特例措置が設けられている。
- 適用件数：224件、軽減額 532千円

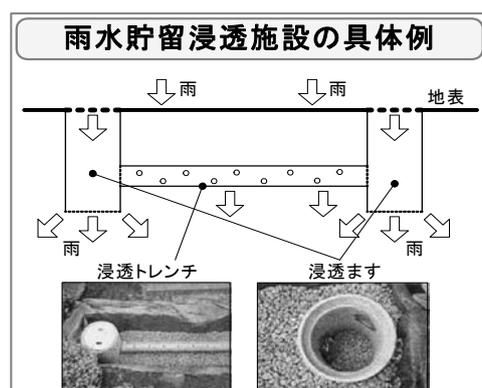


雨水貯留浸透施設に係る特例措置

- 浸水被害の防止のため、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川(※)の流域内において1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為(土地の形質変更、舗装等)を行う者に設置が義務付けられており、官民一体となった流域における浸水被害対策の推進の観点から、特例措置が設けられている。

※ 浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものとして指定された河川をいう。本市では鶴見川が指定されている。

- 適用件数：0件、軽減額：0円



法人実効税率の引下げ等に伴う市たばこ税の税率見直し

- 法人に関する税は、国税の「法人税」、県税の「法人県民税」と「法人事業税」、市税の「法人市民税」の4税目。
- 23年度税制改正の法人実効税率の引下げ等においては、課税ベースの拡大をしつつ、法人税の税率の引下げが行われた。
 法人市民税と法人県民税は、法人税額×税率で求めることから、法人税の税率の引下げの影響が、課税ベースの拡大の影響を上回り、都道府県と市町村ともに減収となる。
 一方、法人事業税は、法人所得×税率で求めることから、法人税の税率の引下げの影響を受けず、課税ベースの拡大の影響により、都道府県は増収となる。
- これにより、**都道府県に増収、市町村に減収が生じることとなったため、道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で、税率を調整することで、この増減収の調整を行うこととされた。**
- その結果、全国の市町村においては、増減収額が出ないように措置されたが、本市の場合は、**平年度ベースで約15億円の減収が生じることになった。**
- なお、法人実効税率の引下げにあたっては、指定都市や神奈川県の上級市長会を通じ、国に対し減収とならないよう配慮するべく要請をしてきたが、全国の市町村で均衡が図られたものの、結果として要請は通らなかったところである。

